

## 【犯罪収益移転危険度調査書(令和 6 年 11 月)】(国家公安委員会)

2025/10 (再掲載)

国家公安委員会より、「犯罪収益危険度調査書」(令和 6 年 11 月)が公表された。今回の調査書では、マネー・ローンダリングの主体のうち、令和 5 年版 N R A での「特殊詐欺の犯行グループ」を、新たな特徴を有する犯罪集団として台頭している「匿名・流動型犯罪グループ」(いわゆる、「トクリュウ」)に変更し、焦点が当てられていることが特徴として挙げられる。この点を踏まえ、以下、本調査書の一部を抜粋し紹介する。

詳細については、下記の URL を参照いただきたい。

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk061128.pdf>

### (1) 匿名・流動型犯罪グループに関して

#### ①実態

##### ア. 経緯

暴力団の勢力が減衰していく中、元暴力団構成員、元暴走族構成員等を含む素行不良者が、暴力団等の特定の組織に属することなく、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を引き起こすなどの例がみられるようになった。こうした集団には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団等と密接な関係を有するとうかがわれるものも存在しており、警察では、従来、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭し、治安対策上の脅威となっている。このような情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこれらのグループを匿名・流動型犯罪グループと位置付けた上で、暴力団対策を中心としたこれまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直し、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りを推進している。

##### イ. 特徴

匿名・流動型犯罪グループには、次のような特徴がみられる。

#### ・中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化

中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化している。

#### ・多様な資金獲得活動と犯罪収益の還流

特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、犯罪収益等を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。また、資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

## ②資金獲得犯罪

令和6年4月から5月までの間における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪について、主な資金獲得犯罪の検挙人員 508 人を罪種別にみると、詐欺が 289 人、強盗が 34 人、窃盗が 103 人、薬物事犯 70 人、風営適正化法違反 12 人となっており、匿名・流動型犯罪グループが詐欺を主な資金源としている状況がうかがわれる。

ア. 特殊詐欺

イ. SNS型投資・ロマンス詐欺

ウ. 強盗・窃盗等（組織的窃盗）

エ. 繁華街・歓楽街における資金獲得活動

オ. その他の資金獲得犯罪

オンラインカジノに係る賭博事犯／悪質なリフォーム業者による詐欺・特定商取引事犯／薬物事犯等

## ③マネー・ローンダリング

匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。その手口としては、

- ・ 架空・他人名義口座（個人名義、法人名義、屋号付き個人名義、外国人が帰国時等に売却した口座等）を使用して送金するもの
- ・ 犯罪収益である物品を、他人になりすまして売却するもの
- ・ コインロッカーを使用して犯罪収益等の受け渡しをするもの
- ・ 暗号資産交換業者の金融機関口座に送金し、犯人が管理するアカウントに入金するもの
- ・ 不正に入手した電子ギフト券（前払式支払手段）を、電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却し、販売代金を犯人が管理する口座に入金するもの
- ・ 空き家・部屋を使用して、被害者に現金を郵送させ、受取人を装って受け取るもの
- ・ 犯罪収益である日本円を、個人が保有する外国通貨と両替するため、国内の口座に送金するもの

等がある。

## **（２）国際的な情勢・事例の紹介／トピックの追加・更新**

F A T F 勧告、C E F (Cyber Enable Fraud) レポートならびに A P G (Asia/Pacific Group on Money Laundering) Yearly Typologies Report 2023 を引用しながら、近隣諸国をはじめとした国際的な情勢や事例が紹介されている。

具体的には、それぞれトピックとして、「サイバー関連詐欺（C E F）による犯罪収益の流れ」、「A P G Yearly Typologies Report 2023 について」、「外国との取引における国境を越えた決済手段の多様化と、送金の透明性をめぐる F A T F 勧告 16 の改訂検討について」が追加されている。また、トピックとして、「中国人フィッシンググループの実態解明等」を追加し、フィッシングを組織的に行う中国人グループでは、フィッシングを容易にするエコシステムが構築されていたことが説明されている。

## **（３）疑わしい取引の届出例の追加等**

金融機関等以外からの疑わしい取引の通知件数は年々増えており、検察と警察の連携が進展、マネー・ローンダリングに対する捜査が年々強化される中、捜査等に活用された疑わしい取引に関する情報数も増加傾向にある。こうしたことを背景に、届出に関する情報が捜査等に有効活用されていることをフィードバックし、疑わしい取引の届出に関する理解と取組みをさらに促進する観点から、事例を表形式で分かりやすく示すとともに、危険度の高い取引である非対面取引や現金取引、および外国との取引に関する疑わしい取引の届出例が追加されている。

以上